

議第111号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 瓜生山学園地区の項中 「(3) 前2号の建築物に付属するもの」を
(4) バス停留所の上屋 」

〔(3) 保育所

(4) 前3号の建築物に付属するもの に改める。

(5) バス停留所の上屋 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

瓜生山学園地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区において建築することができる建築物に保育所を加える必要があるので提案する。